

## 第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗募集要項

### I 趣旨

市は、主食である米の消費が減少する中、米価高騰による米離れが懸念されることから、青森県産米（まっしぐら、青天の霹靂又ははれわたりのいずれかをいう。以下同じ。）の安定的な消費を促進するとともに、物価高騰下における市民の家計負担の軽減を図るために実施する、第二弾！弘前お米とくらし応援券（以下「応援券」という。）配布事業において、応援券取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものです。

### II 応援券の概要

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 発行者      | 弘前市                            |
| 発行総額（見込） | 4億8,000万円                      |
| 応援券額面    | 1冊3,000円<br>※1,000円券×3枚        |
| 配布対象者    | 令和7年1月1日現在において当市の住民基本台帳に登録がある者 |
| 利用可能期間   | 令和7年2月20日から令和7年12月31日まで        |

### III 応援券の利用制限

応援券は、次に掲げる物品の提供等を受けるために利用することはできません。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号の製造たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上応援券の利用対象として発行趣旨にそぐわないもの

### IV 取扱店舗の登録に係る事業者等の応募資格

- 1 取扱店舗の登録に係る事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者としてします。
  - (1) 弘前市内に店舗を有し、かつ、当該店舗において、応援券の取扱いができること。
  - (2) 従前から1袋2kg以上の青森県産米の玄米若しくは精米（ペットボトルに入った米を除く。）又は1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯（全てのパックが青森県産米の商品に限る。）を取り扱っていること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当し、及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2

- 2年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく公訴を提起されていないこと。
- 2 取扱店舗の登録に係る店舗は、次に掲げる店舗を除きます。
- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や事業の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗。
  - (2) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者と認められる事業者の店舗。

## V 応募申請及び登録

- 1 取扱店舗の登録を希望する事業者は、この要項の内容に同意の上、電子申請フォームにより、又は第二弾!弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録申請書兼誓約書(様式第1号)に必要な事項を記入した上で郵送若しくは持参により申請してください。

なお、大型店、量販店、チェーン店、系列店等市内に複数店舗を有する事業者については、店舗ごとに申請が必要です。

- (1) 電子申請フォーム:

[https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=15574](https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15574)

- (2) 郵送:

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市農林部農政課 第二弾!弘前お米とくらし応援券配布事業担当

- (3) 持参:(2)に同じ

## 2 募集期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月31日(金)まで

**※1月14日(火)までに申請した場合応援券郵送時に同封するチラシに店舗名が掲載されます。1月15日(水)以降の申請は、原則、市ホームページのみでの紹介となります。**

## 3 登録の決定

申請のあった事業者については、市の審査を経て取扱店舗の登録を決定し、第二弾!弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録決定通知書(様式第2号)を送付します。なお、後日、取扱店舗には店頭に掲示するポスター及びステッカー等の関係資材を配布します。

## 4 登録の取消し

上記3の登録後であっても、次に掲げる場合に該当する場合は、市の審査により登録を取り消す場合があります。なお、市はこの場合において生じた損害に対して賠償の責めを負いません。

- (1) 登録申請の内容に虚偽、不備等があった場合
- (2) 誓約事項を遵守しなかった場合

## VI 応援券取扱い厳守事項

- 1 応援券は、次に掲げる商品を購入する際に利用できます。
  - (1) 1袋2kg以上の青森県産米（ペットボトルに入った米を除きます。）
  - (2) 1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯(全てのパックが青森県産米の商品に限る。)
  - (3) 上記(1)又は(2)と同一会計内にある商品（Ⅲの各号に掲げるものを除きます。）
- 2 応援券と現金の交換はできません。
- 3 応援券額面未満の利用であっても、釣銭は渡さないでください。
- 4 不足分等は現金等で受領してください。
- 5 利用可能期間を過ぎた応援券は利用できませんので、受領しないでください。誤って受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。
- 6 応援券を受領した場合は、再流出を防止するため、応援券の半券を切り離してください。
- 7 受領した応援券の盗難、紛失若しくは滅失又は偽造、変造若しくは模造については、市は責任を負いません。

## VII 取扱店舗の責務等

- 1 取扱店舗であることが明確になるよう、市が提供するポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 2 確認用として配布する応援券の見本は、取扱店舗で応援券を取り扱う全ての方に周知してください。
- 3 応援券は、受領する前に偽造等がされていないかを必ず確認してください。応援券には、偽造防止策を講じています。偽造防止策が確認できない場合や色合いが明らかに違う場合、カラーコピーでの複写が分かる場合など、偽造をされた応援券と判別できる場合は、応援券の受領を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、市農林部農政課応援券配布事業担当（電話：0172-40-0504）へ連絡してください。
- 4 応援券を受け取った際に、完全に半券（取扱店舗控え）を切り離してあるものについては、受領を拒否してください。
- 5 応援券の交換及び売買は行わないでください。
- 6 応援券の取扱いに関して、市から指示があったときは、それに従ってください。
- 7 応援券の利用可能期間中は、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事業がない限り途中辞退は認められません。

- 8 応援券の利用に関し、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責めに帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

## VIII 換金

### 1 換金期間

令和7年3月から令和8年1月末まで

### 2 換金方法

取扱店舗は、市が指定する窓口に対し、交付申請書兼請求書に利用済応援券を添えて提出してください。なお、換金は口座振込とし、振込手数料は市が負担します。

※利用済応援券の換金、保管、管理の方法については、市が提供する取扱いマニュアルに従って処理してください。

### 3 換金手数料

換金手数料は、無料です。

### 4 入金予定日

換金は毎月2回を予定しています。なお、各振込みの日程については、別途通知します。

## IX その他

- 1 他の商品券や割引券との併用については、取扱店舗の判断により可否を決定していただいて構いません。
- 2 取扱店舗登録申請の際に市が取得した店舗情報、個人情報については、本事業実施の範囲内において使用します。
- 3 この要項に定めるもののほか、応援券配布事業、応援券取扱店舗の募集その他必要な事項は、市が別に定めるものとします。

### 附 則

この要項は、令和6年12月24日から施行します。

## 第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録申請書兼誓約書

## ◇誓約事項

- (1) 応援券を物品の販売なく換金を行いません。  
 (2) 応援券を利用できない商品に対して、応援券での支払いを受け付けません。  
 (3) 登録する店舗は、募集要項に記載されている除外店舗ではありません。  
 (4) 応援券の再販、再流出はいたしません。  
 (5) 応援券の偽装・悪用・乱用はいたしません。  
 (6) 応援券を紛失、毀損した場合、すべて自己責任とします。  
 (7) 応援券の利用期間中(令和7年2月20日から令和7年12月31日まで)は、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退いたしません。  
 (8) 応援券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。  
 (9) 募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。  
 (10) 応援券の取扱いに対して市から改善要請があった場合はそれに従います。  
 (11) 店舗名・所在地・電話番号・業種・応援券の利用対象商品の販売状況の公表(チラシ・市ホームページに掲載)について同意します。  
 (12) 申請者名と口座名義が一致しない場合であっても、当該口座に振り込まれることで間違いありません。

弘前市長 櫻田 宏 宛

令和 年 月 日

第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を申請します。

## ◇店舗情報

|                           |   |         |  |
|---------------------------|---|---------|--|
| フリガナ                      |   | フリガナ    |  |
| 店舗名                       |   | 代表者名    |  |
| 店舗所在地                     | 〒   | 電話      |  |
| フリガナ                      |   | メールアドレス |  |
| 担当者名                      |   |         |  |
| 確認事項                      | <p>従前から1袋2kg以上の青森県産米(玄米または精米)または1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯を取り扱っていますか。<br/>         ※青森県産米の対象銘柄は、「まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり」の3種です。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 1袋2kg以上の青森県産米(玄米または精米)のみ取り扱っている。<br/> <input type="checkbox"/> ② 1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯のみ取り扱っている。<br/> <input type="checkbox"/> ③ ①、②の両方を取り扱っている。</p> <p>応援券の利用期間中、1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯を取り扱いますか。<br/> <input type="checkbox"/> 既に取り扱っている    <input type="checkbox"/> 取り扱う予定(予定時期: 月から)    <input type="checkbox"/> 取り扱わない</p> <p>※青森県産米パックご飯の販売状況をチラシ・ホームページで公表予定です。</p> |         |  |
| 業種<br>※該当するもの1つに○をつけてください | スーパー    百貨店    飲食料品店    農産物直売所    ホームセンター    ドラッグストア<br>米穀店    薬局    その他小売業( )  |         |  |

※店舗が複数ある場合は店舗ごとに作成してください。

## ◇振込口座について

|                 |  |      |  |                |            |
|-----------------|--|------|--|----------------|------------|
| 金融機関名           |  | 支店名  |  | 預金種別<br>(該当に○) | ・普通<br>・当座 |
| 金融機関コード         |  | 支店番号 |  |                |            |
| フリガナ            |  |      |  |                |            |
| 口座名義            |  |      |  |                |            |
| 口座番号<br>(右詰で記入) |  |      |  |                |            |

## ▼市記入欄

|      |    |
|------|----|
| 登録番号 | 備考 |
|      |    |

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

弘前市農政課 第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業担当

御中

弘前市長 櫻田 宏  
(公印省略)

## 第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗登録を決定したので通知します。

### 記

- 1 店舗名
- 2 代表者名
- 3 取扱店舗登録番号 \_\_\_\_\_

この番号は、利用済応援券を精算する際、交付申請書兼請求書に記載する必要がありますので、大切に管理してください。

#### 4 取扱店舗説明会

当日配布いたしますマニュアルにより応援券の取扱い方法を説明しますので、ぜひご参加ください。

(1) 日程 令和7年 月 日 ( ) : ~ :

(2) 場所

(3) お車でお越しの方は弘前市民会館の駐車場をご利用ください。市役所の駐車場を利用される場合は、忘れずに駐車券をお持ちください。

※都合により説明会に出席できない場合は、マニュアル、その他資材等を送付いたしますので、ご連絡ください。

#### 5 配布予定資材

- ・第二弾！弘前お米とくらし応援券取扱店舗マニュアル (説明会当日配布)
  - ・ポスター、ステッカー
  - ・第二弾！弘前お米とくらし応援券交付申請書兼請求書
  - ・利用済応援券回収封筒 等
- } (登録された各店舗  
ご担当者様宛に後日送付)

裏面もご確認ください

## 6 その他

- 第二弾！弘前お米とくらし応援券は、1回の買い物（会計）につき、1袋2kg以上の青森県産米（まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり。以下同じ。）の玄米若しくは精米（ペットボトルに入った米を除く。）又は1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯（全てのパックが青森県産米の商品に限る。）を購入することで利用可能となりますので、今一度ご注意ください。
  
- 対象のお米を購入した際は、同一会計のその他の食品や生活用品等の購入にも利用できます。
  
- 一度に利用できる枚数に制限はございません。

弘前市農林部農政課

第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業担当

〒036-8551

弘前市大字上白銀町 1-1 弘前市役所前川本館 3階

TEL:0172-40-0504